

小豆島町中小企業融資制度のご案内

●小豆島町中小企業融資制度について

小豆島町内の中小企業者の経営の安定及びその育成振興を図ることを目的とした制度です。

●利用できる方

常時使用している従業員数が **20 人**(商業・サービス業は **5 人**、サービス業のうち宿泊業・娯楽業は **20 人**) 以下の会社および個人で以下の要件を満たす方が対象です。

個人	町内に居住し、同一事業を引き続き 6 月以上営み、町税を完納している者で、この融資の連帯保証人になっていない個人
法人	町内に事務所又は事業所を有し、同一事業を引き続き 1 年以上営み、町税を完納している法人

●香川県保証協会

小豆島町中小企業融資制度では、条例の規定により香川県信用保証協会の保証制度を利用させていただく必要があります。詳しくは、香川県信用保証協会にお問い合わせください。

電話：087-851-0062

ホームページ：<http://www.kagawa-cgc.com/>

●融資の申込

融資をご希望の方は、申込書に関係書類を添付し、指定金融機関（百十四銀行・香川銀行）にお申し込みのうえ、融資について審査を受けていただきます。

●融資の種類

融資の用途	運転資金	設備資金
融資限度額	700 万円	700 万円
貸付利率	香川県中小企業振興融資（市町協調資金分）制度要綱の規定に基づく特産振興小口融資利率による。【令和 3 年 4 月 1 日現在 1.8% 】	
保証料率	保証協会の定めによる。	
融資期間	72 月以内（2 月以内の据置期間を置くことができる。）	
償還方法	毎月元金均等償還（繰上償還も可）	
連帯保証人	必要（保証協会の定めによる。）	

【信用保証料の補助制度】

香川県信用保証協会の保証をご利用の際には、利用者負担として信用保証料が必要となります。

小豆島町では、この保証料の補助制度があります。

融資完済後に申請手続きをお願いします。

【利子補給金の交付】

小豆島町中小企業融資制度を活用して融資を受けた方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により、最近 1 か月の売上高が直近の 3 か年のいずれかの同期売上高と比較して 5 %以上減少しているなど、対象要件を満たした方は、利子補給金制度をお使いいただけます。

●お問合せ

小豆島町役場商工観光課

TEL：0879-82-7021 FAX：0879-82-7028